



控除に挑戦

できる！

確定申告



税理士
田中大介 ②

「できる！確定申告」。今回は医療費控除です。昨年10万円を超える医療費がかかった方はもちろん、医療費の合計が10万円以下でも所得が少なければ控除できます。

所得合計が200万円未満とは 収入がいくらまでの人？

給与収入だけなら2011年の給与総額が311万6000円未満の人。勤務先からもらった給与所得の源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」欄にある金額が所得金額です。

公的年金収入だけなら下表を見てください。11年の年金収入合計(A)をあてはめ、所得金額(B)を計算します。給与と公的年金の両方の収入がある人は足し算します。(B)の5%相当額以上の医療費があれば控除できます。

所得200万円未満(公的年金等収入のみ)の 人の「所得」の早見表

	公的年金等の収入 の合計額 (A)	所得の金額 (B)
1947年(昭和22年) 1月2日以後に 生まれた人	130万円未満 (A)	(A) - 70万円 = (B)
	130万円以上 316万6000円未満 (A)	(A) × 0.75 - 37万5000円 = (B)
1947年(昭和22年) 1月1日以前に 生まれた人	320万円未満 (A)	(A) - 120万円 = (B)

10万円以下で可能な人も

A
領収書整理
どうする？

① 分類しよう

この1年間、「生計を一にしている」家族みんなの医療費の領収書は保存していましたか？ 10万円以上あるなら医療費控除です。

まず人別に分類。次に治療ごとに病院と薬局と分けて集計。ドラッグストアで購入した風邪薬や頭痛薬などのレシートは、「その他」としてひとまとめでいいでしょう。同居していれば、その家族みんなの医療費を合計しましょう。扶養になる、ならないは関係ありません。

② 通院費も

通院費も医療費です。付き添いが必要な場合は、その付添人の交通費も含みます。タクシーを使わざるを得なかった場合は、タクシーの領収書の裏に状況をメモしておきましょう。マイカーによる通院は通院費として認められていません。

③ 郷里の親の分も

「生計を一にしている」とは生活費のお財布が一緒ということ。毎月仕送りして扶養親族

となっている郷里の親は、生計を一にしている家族です。その親がかかった医療費の領収書もこちらで保管して、医療費に合計しましょう。医療費を合計する「家族」は扶養親族である必要はありませんが、「生計を一にしている」が条件となっていることに気を付けてください。

B
生保・損保
給付金は？

生保、損保等の入院給

付金や手術給付金は、その給付の原因となった医療費から差し引くこととなります。給付原因となった医療費以上に給付金を受け取った場合、その超過した保険金を他の医療費から差し引くことはしません。また、この保険金を受け取ったことによる課税はありません。

C
所得200万円
未満なら

医療費控除をしようとする人の所得が200万円未満の場合は、医療費が所得合計の5%相当額を超えていれば、超えている医療費について医療費控除ができます。自分の給与や年金の所得が200万円未満になるかどうかは表を参考に計算してください。

D
領収書が
なくても…

家族の誰が、何の治療で、どの医者にかかり、いつ、いくらを支払ったかを税務署に説明して認めてもらいましょう。診察券、薬袋、そして家計簿までつけていればグッジョブ！いろいろ活用しましょう。



家族の医療費

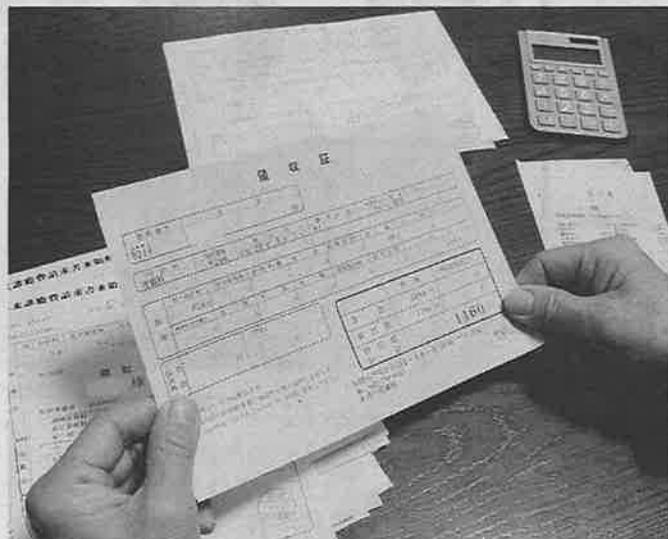
対象になるポイント

E 予防接種や健診は？

お医者さんの領収書。処方してもらった調剤薬局のレシート。このように明白な医療費はいいのです。問題はグリーンゾーン、あるいは国民感覚では医療費なのに税法では認めていない支払いです。具体例を表にしました。似ているけど〇と×とに分かれるのは、二つのポイントからきます。

① 治療目的

対象は治療のために必要な支出です。病気の予



まずは領収書を入ごとに整理

医療費として認められる例 (〇) と認められない例 (×)

〈妊娠・出産した人のケース〉

- | | |
|--|------------------------|
| 〇妊娠中の定期健診に行くための交通費 | ×実家で出産するための帰省費用 |
| 〇出産のための分娩（ぶんべん）費・入院費、入院時の食事代、入院時のタクシー代 | ×通院の途中の食事代 |
| 〇不妊治療の費用 | ×出産時に家に残した子どもの世話を頼んだ報酬 |
| 〇出産で入院する際、病院の指示で購入したガーゼ代 | ×出産で入院するために購入したパジャマ代 |

〈入院・通院した人のケース〉

- | | |
|--|--------------------------------|
| 〇入院費、部屋代、入院中病院から提供される本人の食事代 | ×自分の都合による差額ベッド（個室等）代 |
| 〇入院中の「プロ」の付き添いの人への報酬・交通費・家政婦紹介手数料 | ×入院中に付き添ってもらった知人への謝礼 |
| 〇手術後のおむつ代 | ×医師への謝礼 |
| 〇歩くときひざが痛むため治療を受けたはり・きゅう師へ支払った治療費 | ×入院中のパジャマの購入費 |
| 〇温泉地にあるリハビリ専門の病院の入院費用 | ×山登りで筋肉痛になり施術してもらったはり・きゅう師への報酬 |
| 〇医師の指示による温泉利用型健康増進施設の利用料（医師が作成した温泉療養証明書が必要。宿泊費は除く） | ×湯治のための旅館代 |
| | ×健康診断費用 |

〈薬・医療器具を購入したケース〉

- | | |
|--|--|
| 〇薬局（ドラッグストア）で購入した風邪薬・胃腸薬・鎮痛剤・傷薬など治療するための薬代 | ×予防接種・栄養ドリンク・サプリメントのように予防や健康維持が目的の費用 |
| 〇風邪による、のどの炎症を治療するためのうがい薬代 | ×風邪の予防のためのうがい薬代 |
| 〇義手・義足などの購入費 | ×マッサージ器・血圧計・体温計の購入費（健康維持目的）やぜんそくを患う人の空気清浄機代（医療用器具に該当しない） |
| 〇通院や受診に必要なため購入した松葉づえ・車椅子・補聴器代 | ×診療等を受けるためではなく購入した松葉づえ・車椅子・補聴器代 |
| 〇白内障・緑内障の治療のため医師の指示で購入した眼鏡代 | ×近視・乱視・遠視等のコンタクト・眼鏡代 |
| 〇発育段階の子ども歯列矯正費用 | ×美容のための歯列矯正費用 |
| 〇歯医者における保険外診療 | ×歯科ローンで治療費を支払った際の利息 |

防、健康維持、美容のためでは医療費にはなりません。予防接種であるワクチン注射や健康診断の費用も認められません。でもその健診で重大な病気が発見され、その後治療を続けている場合の健診費用は認められます。

治療のためお医者さんに診てもらうのに必要なので購入する、レンタルする。このような支出は控除の対象です。療養上

② 医者の指示

もう一つのポイントが「世話の費用では、「療養のための必要」という物品の購入はなかなか認めません（おむつ使用証明書が発行された成人用おむつはOK）。問われた場合には、現在の状況から回復する（治療）ため直接必要な費用だと具体的に説明し、理解を求めすることも必要でしょう。

F 事業者への支払いでも

療養上事業者に支払う費用の中に、控除の対象になるものがあります。支払いの中に控除の対象とならない家事援助や衣類代・食事代が含まれる

医者の指示で支出したと。治療目的でビタミン剤を購入しても自己判断では医療費とするのは難しい。医者の指示なら立

派な医療費です。またたとえ治療目的でも、医者の指示ではない断食道場のような民間療法は医療費にはなりません。

場合もあるので、最近のサービス提供事業者の発行領収書には内訳として対象の金額が明記されるようになりました。

要介護者の通所介護を受けるための交通費も医療費です。ただし知人に支払う謝礼やマイカー利用の費用は医療費にできません。（前回は27日付）